

平成 17 年 5 月 23 日

各 位

東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号
アルファグループ株式会社
代表取締役会長 吉岡伸一郎
(コード番号：3322)

問い合わせ先 取締役情報開示担当
尾崎 昌宏
電話番号 03-5728-5500 (代表)

ストックオプション付与決議に関するお知らせ

弊社は、平成 17 年 5 月 23 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を下記のとおり発行することの承認を求める議案を平成 17 年 6 月 29 日(水)開催予定の定時株主総会に提案することを決議いたしました。

記

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

弊社グループ連結業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、弊社及び弊社子会社の取締役、顧問及び使用人に対して、ストックオプションとして以下の 2. に記載の新株予約権発行の要領に基づく新株予約権を発行するものであります。

なお、ストックオプションの目的で発行することから、本新株予約権については無償で発行し、新株予約権行使時に払込をなすべき金額は、新株予約権発行時点の時価を基準とした価格としております。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

弊社及び弊社子会社の取締役、顧問及び使用人

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

弊社普通株式500株を上限とする。

なお、弊社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、調整の事由が発生した時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、計算の結果生ずる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、弊社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

500個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数1株）を上限とする。ただし、(2)に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たりの目的となる株式数について同様の調整を行うものとする。

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額

各新株予約権の行使により発行（発行に代わる自己株式の移転を含む。以下同じ）する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）は、新株予約権発行の日（以下「発行日」という）の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）における株式会社ジャスダック証券取引所における弊社株式の普通取引の終値の平均値の金額とし、これにより生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、その金額が発行日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日における終値）を下回る場合は、発行日の終値とする。

なお、発行日後に弊社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権（その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る）を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

なお、次の算式において「既発行株式数」とは、弊社の発行済株式総数から弊社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株発行前1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の場合の他、発行日後に、弊社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成19年8月1日から平成29年7月31日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、弊社または弊社子会社の取締役、顧問、または使用人の地位にあることを要する。ただし、任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

新株予約権の相続は認めないものとする。

新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、弊社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」により定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

弊社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、弊社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、弊社は新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、(7) に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、または新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、弊社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

その他の新株予約権の消却事由及び条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、弊社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」により定めるところによる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

(10) その他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、取締役会決議により決定する。

3. 停止条件について

上記の決議は、平成 17 年 6 月 29 日(水)開催予定の弊社第 8 回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件としております。

以 上